大阪アスベスト弁護団について

私たちは、石綿（アスベスト）による健康被害を受けた方を救済することを目的とした弁護士の集まりです。
泉南（工場型）・建設アスベスト訴訟で２度の最高裁勝利判決を勝ち取りました。

一人でも多くのアスベスト被害者が救済されるよう積極的に活動しています。

日本には多数のアスベスト被害者がいますが、そのうち適切な救済を受けているのはごく一部の方です。
私たちは労災・石綿救済法・建設アスベスト給付金の申請にも取り組み、広くアスベスト被害者が救済されるよう積極的に活動しています。また、労災認定が認められなかった方の審査請求（不服申立）を行うなど、徹底した被害者救済をモットーにしています。

専門医と連携しながら対応しています。

労災申請等を行う方や、石綿による病気かどうか不安な方に対して、必要に応じて専門医の紹介を行い、専門医と連携しながらご相談にあたります。

国・企業からも損害賠償を勝ち取っています。

弁護団では、国からだけでなく、企業との交渉や裁判による賠償金も獲得しています。

たとえば…

- 建設現場で働いていた方
- 石綿工場で働いていた方
- 造船所、鉄工所、発電所で働いていた方
- 港湾で働いていた方
- 石綿製品の運搬をしていた方
- 吹付けアスベストが吹き付けられた体育館、倉庫等に出入りしていた方
- 家族が石綿関連の仕事に就いていた方
- 石綿工場の近くに居住していた方　などで

息切れ、せき・たんなどの体調不良を感じておられる方

まずは、私たちにご相談ください。
アスベスト被害に関するご相談は

無料です。

石綿［アスベスト］被害相談

TEL 0120-966-329　平日 午前10時-午後6時

ホームページでメール相談も受付中

HP https://asbestos-osaka.jp/

（連絡先）〒530-0047 大阪市北区西天満3-13-9
西天満パークビル４号館６階
奥村昌裕法律事務所気付　大阪アスベスト弁護団
団長　村松 昭夫（大阪弁護士会所属）

アスベスト

石綿による病気の方への

補償・救済

があります

＼ご相談ください／

大阪アスベスト弁護団

石綿［アスベスト］被害相談

TEL 0120-966-329

平日　午前10時～午後６時

https://asbestos-osaka.jp/

アスベスト救済手続

石綿（アスベスト）による病気と診断されたら…

石綿肺　びまん性胸膜肥厚　肺がん　中皮腫　良性石綿胸水

アスベスト患者・遺族の方へ

労災・石綿救済法による給付

現在雇用されている方や過去に雇用されていた方（従業員）、または自営業者で労災の特別加入をされていた方は、その仕事が原因で石綿による病気になった場合、労災補償の対象となります。労災認定されると、**休業補償、療養給付（病院代）**などが受けられます。また、労災補償の対象となる方が石綿による病気で亡くなった場合には、**遺族年金**などを受けることができます。労災補償の対象とならない方でも、石綿救済法で補償される場合があります。

建設現場で働いていた方・遺族の方へ

建設アスベスト給付金制度〔国に対する給付金申請〕

建材メーカーに対する損害賠償請求訴訟

おおむね1975（昭和50）年頃以降に建設現場で働いていた方（例：大工・内装工・電工・左官工・解体工・吹付工・現場監督・配管工・保温工・塗装工など）またはその遺族は、
建設アスベスト給付金制度による国に対する給付金（症状等に応じて550万円～1300万円）や、
建材メーカーに対する損害賠償（数百万円～2000万円程度）
を請求できる可能性があります。

国や企業に対する損害賠償請求

（工場型和解を含む）

1958（昭和33）年5月26日から1971（昭和46）年4月28日までの間に、石綿を取り扱う工場等で働いていた方またはその遺族は、国に訴訟を起こし、**550万円～1300万円**（＋利息等）の賠償を受けられる可能性があります（工場型の和解手続）。
アスベストを取り扱う仕事をしていた方またはその遺族は、勤めていた会社に対しても**損害賠償**を請求できる場合があります。
まずは一度ご相談ください。

こんなときはどうなるの？

Q. 勤めていた会社が倒産しています。労災認定を受けられますか？

A. はい。社会保険の記録や同僚による証明があれば受けられます。ご自身の判断で諦めず、まずはご相談ください。

Q. 弁護団に手続きを依頼すると弁護士費用はいくらかかりますか？

A.

	着手金	成功報酬
国に対する給付金申請	なし	5.5~11%
建材メーカーに対する損害賠償訴訟	なし	22%

※消費税込み、実費別

Q. 建材メーカーへの請求には訴訟を起こす必要があるのですか？

A. はい。最高裁が明確に責任を認めているのに、建材メーカーが解決に応じないためです。建材メーカーには最高裁の判断にしたがって速やかに賠償をさせましょう。弁護団が全力でサポートをします。

Q. 労災補償を受けているのですが、それに加えて国や会社から賠償金を受け取れるのですか？

A. はい。労災・石綿救済法・建設アスベスト給付金による給付を受けている方でも、要件を満たせば、それに加えて賠償金を請求できます。